

財団法人 佐賀県社会保険協会事業所情報保護方針

1. 目的

この方針は、財団法人佐賀県社会保険協会（以下「協会」という）に入会された協会会員（以下「会員」という）の事業所情報を厳正に管理するとともに、会員の権利利益を保護するために定めるものです。

2. 事業所情報の内容

事業所情報とは、会員の事業所名・住所・電話番号等、協会への入会時等において提供された事業所に関する情報をいいます。

3. 事業所情報の取得

協会が保有する事業所情報は、協会への入会申込書を受け付けたときに取得します。

4. 利用目的

協会が保有する事業所データ（以下「保有事業所データ」という）は、その利用目的を財団法人佐賀県社会保険協会寄付行為第3条に掲げる事業を行ううえで必要な範囲に限定します。

※ 事業所データ…… 事業所情報が検索可能なように整理されているデータのことです。

※ 保有事業所データ… 事業所データのうちで、開示や内容の訂正などができる権限を持つ6ヶ月を超えて継続利用するデータのことです。

※ 協会寄付行為第3条に掲げる事業

- ① 被保険者等の健康の保持増進上必要とする施設
- ② 社会保険の普及・発達・向上に資する施設および研究
- ③ 社会保険事業の円滑な運営を図るため必要とする施設
- ④ 健康保険及び船員保険の被保険者に対する医療費の貸付け事業
- ⑤ 健康保険及び船員保険の被保険者に対する出産費の貸付け事業
- ⑥ 健康保険の被保険者等に対する社会保険総合健康管理を推進するための事業
- ⑦ 前各号のほか遂行上必要と認めた事業
（使用例－広報誌の配布、社会保険の各種届出申請書、請求書の無償配布、会費の納付依頼、職場の健康づくり等）

5. 組織及び体制

- (1) 協会の保有事業所データの管理は、協会会長が任命する協会事務所（以下「事務所」という）のデータ保護管理者が適正に管理します。
- (2) 協会の業務に従事する職員に対し、事業所情報の保護及び適正な管理方法について研修を実施し、日常業務における事業所情報の適正な取り扱いを徹底します。

6. アクセス制限

- (1) データ保護管理者は、協会の保有する事業所情報の秘匿性等その内容に応じて、当該事業所情報にアクセスする者をその利用目的を達成するために必要最小限の職員に限りませぬ。
- (2) アクセス権限を有する職員の場合であっても、業務上の目的以外の目的で協会の保有する事業所情報にアクセスさせませぬ。

7. 事業所情報の管理

- (1) 協会が保有する事業所情報は、会員として登録されている間、事務所で厳重に管理、保護します。事業所情報の登録・変更は、事務所で一括して行い、データの改ざん、漏洩、毀損等のないようにします。
- (2) 協会の保有事業所データは、事務所において正確性を保ち安全に管理します。
- (3) 協会の保有事業所データの紛失、破壊、改ざん、漏洩等を防止するため、事務所において適正な安全対策を講じます。

8. 開示、訂正、削除等

会員等から事業所データの開示、訂正、削除等の要求があった場合には、速やかに対応します。

9. データの廃棄

職員は、協会が保有する事業所情報又は事業所情報が記録されている媒体が不要となった場合には、データ保護管理者の指示に従い、当該事業所情報の復元又は判読が不可能な方法により、当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行います。

10. 第三者への提供

協会の保有事業所データは、法律で定められた場合を除き、利用目的以外は会員事業所の同意がなければ第三者へ提供することはありません。

平成17年4月1日

財団法人 佐賀県社会保険協会